

供託通知書

(雑)



頁

字加入 字削除

申請年月日	令和 6 年 1 月 26 日
供託所の表示	東京法務局府中支局

法令条項	民法第494条第1項第1号	令和 5 年度金第 1633 号
------	---------------	------------------

供託者の住所氏名	207-8585 東京都東大和市中央3丁目930番地
	東大和市 代表者 東大和市長 和地 仁美

供託者は、被供託者に対し、東京高等裁判所令和5年(ワ)第720号損害賠償請求控訴事件の令和5年5月31日確定判決に基づき、元金1万円及び元金に対する令和3年2月24日から提供日までの年3パーセントの割合による遅延損害金の支払債務を負っているため、令和6年1月23日、支払場所である被供託者住所地において、元金10,000円と同日までの遅延損害金874円、合計金10,874円を現実に提供したが、その受領を拒否されたので保託する。

被供託者の住所氏名	207-0022 東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9 オーベルグランデオ東大和325 榎本 清
-----------	--

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権
2. 反対給付の内容

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 1 0 8 7 4
------	-----------------------	-------------

備考

- (注) この供託物の還付を受けるには、概ね次の書類の提出が必要です。
1. 供託物私渡請求書（用紙は供託所に備えています。）
 2. 作成後三月以内の印鑑証明書
 3. 請求者が登記された法人であるときは作成後三月以内の登記事項証明書
 4. 代理人により請求するときは委任状その他代理権限を証する書面

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

令和 6 年 2 月 2 日 発送
東京法務局府中支局

0124R05K001633